

# 年金制度改正の 議論を読み解く

## 13 子の加算、配偶者の加給 年金の見直し

2024年12月

日本総合研究所特任研究員 高橋俊之

2025年の年金制度改正に向けた厚生労働省の社会保障審議会年金部会の議論も、終盤です。制度改正の議論について、わかりやすく説明し、皆さんと一緒に考えます。

連載第13回は、12月3日の年金部会で、年金制度における子の加算、配偶者の加給年金の見直しについて、年金局の具体案が示され、議論が行われましたので、その内容と論点について解説します。

### □目次

1. 年金制度における子に係る加算の見直し
  - (1) 子に係る加算の現状と見直しの必要性
  - (2) 子に係る加算の見直し案
2. 老齢厚生年金の配偶者の加給年金の見直し
  - (1) 配偶者の加給年金の現状と見直しの必要性
  - (2) 配偶者の加給年金の見直し案

## 1. 年金制度における子に係る加算の見直し

### (1) 子に係る加算の現状と見直しの必要性

公的年金制度では、図表1のとおり、**子や配偶者のいる世帯**に対して、**生活保障を目的**としてその**扶養の実態に着目し**、**子や配偶者に係る加算**を行っています。

このうち、子に係る加算については、**障害基礎年金と遺族基礎年金**では、**子に係る支給額の加算**があり、**老齢厚生年金**では、**子に係る加給年金**として支給額の加算があります。

子に係る加算の支給額は、障害基礎年金、遺族基礎年金、老齢厚生年金ともに、2024（令和6）年度では、**第1子と第2子がそれぞれ年額234,800円**で、**第3子以降は年額78,300円**です。

**障害基礎年金**（1級又は2級）の年金額は、老齡基礎年金の満額の額（1級の場合はその1.25倍）の本体給付額に加え、受給権者が生計を維持している子がいるときは、子の加算額をあわせて受け取ることができます。ここでいう「子」とは、**18歳になった後の最初の3月31日までの子、または20歳未満で障害等級1級または2級の状態にある子**であり、遺族基礎年金や老齡厚生年金の子に係る加算でも同じです。令和4年度末の支給実績では、**受給者数は9.9万人で、支給総額は324億円**です。

**遺族基礎年金**の年金額は、子のある配偶者が受け取るときは、老齡基礎年金満額の本体給付額に、子の加算額を加えた額です。また、配偶者に支給されずに子が受け取るときは、子が1人の場合は、老齡基礎年金満額の額の本体給付額のみです。子が2人の場合は、これに2人目の子の加算額を加えた額です。子が3人以上の場合は、これに3人目以降の子の加算額を加えた額です。それぞれ、子の数で割った額が、1人あたりの額となります。令和4年度末の支給実績では、**受給者数は7.8万人で、支給総額は243億円**です。

老齡年金では、老齡基礎年金には子の加算はありませんが、**老齡厚生年金**に子に係る加給年金があります。**厚生年金の加入期間が20年以上の老齡厚生年金受給権者が65歳に到達した時点で子の生計を維持**しており、かつその状態が維持されていることが要件です。令和4年度末の支給実績では、**受給者数は2.6万人で、支給総額は70億円**です。

図表1 **年金制度における加算（子・配偶者）の現状**

- 公的年金制度においては、子や配偶者のいる世帯に対して、生活保障を目的としてその扶養の実態に着目し、子や配偶者に係る加算を行っている。子に係る加算としては、障害年金・遺族年金ではそれぞれ障害基礎年金・遺族基礎年金の子に係る加算、老齡年金では老齡厚生年金（加給年金）として支給額を加算している。
- 子に係る加算の支給額は、第3子以降への加算額が第1子・第2子に比べて少ない。

	老齡年金	障害年金	遺族年金
厚生年金	<b>《配偶者》加給年金</b> ・65歳到達時に生計維持 ・配偶者が65歳未満 ・234,800円＋特別加算（最大173,300円） ・92.0万人、3,571億円	<b>《配偶者》加給年金</b> ・障害等級1級・2級に該当、生計維持 ・配偶者が65歳未満 ・234,800円（特別加算なし） ・8.3万人、185億円	
	<b>《子》加給年金</b> ・65歳到達時に生計維持 ・子が18歳になる年度末まで※ ・234,800円（第2子まで） （第3子以降78,300円） ・2.6万人、70億円		
基礎年金	※年額は、令和6年度 ※受給者数及び支給総額は、令和4年度末（旧法給付、共済組合の年金は含まない）	<b>《子》額の加算</b> ・障害等級1級・2級に該当、生計維持 ・子が18歳になる年度末まで※ ・234,800円（第2子まで） （第3子以降78,300円） ・9.9万人、324億円	<b>《子》額の加算</b> ・死亡当時に生計維持 ・子が18歳になる年度末まで※ ・234,800円（第2子まで） （第3子以降78,300円） ・7.8万人、243億円

※障害等級1・2級に該当する障害の状態にある子は20歳まで

（資料）2024年12月3日 年金部会 資料1（3ページ、14ページ）により作成

年金制度の配偶者や子に係る加算額は、制度がつくられた当初は、**国家公務員給与の扶養手当の額を参考に設定**され、昭和 44 年度から第 2 子以降、昭和 48 年度からは第 3 子以降の加算額が第 1 子等よりも低く設定されてきました。その後、年金制度の加算額は、**国家公務員の扶養手当との結びつきから外れて引き上げられた後、本体の年金額の改定と同様に改定**されてきています。なお、国家公務員給与の扶養手当では、平成 18 年から第 3 子以降も第 1 子・第 2 子と同額に改められています。

年金制度において、**第 3 子以降への加算額が第 1 子・第 2 子に比べて大幅に少ないことは合理的とは言えないことから、見直しが必要**になっています。

## (2) 子に係る加算の見直し案

12月3日の年金部会に年金局が示した見直し案の概要をまとめると、図表2のとおりです。

近年、児童扶養手当や児童手当が拡充されるなど、子ども・子育て支援施策の充実の観点から、子どもに関する給付の拡充が図られています。年金制度でも、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置を創設しています。そのような中で、年金制度でも、さらに、**次代の社会を担う子どもの育ちを支援し、子を持つ年金受給者の保障を強化する観点**から、次のような見直しを行う案としています。

### ①多子世帯への支援の強化（第3子以降の加算額を第1子・第2子と同額化）

児童扶養手当で多子世帯への支援を強化する等、近接する制度の状況を考慮し、公的年金制度における子に係る加算についても、第1子・第2子と同額となるよう、第3子以降の支給額を増額する案です。

### ②子に係る加算の拡充

子の出生時における親の年齢が上昇傾向にある中で、子育て期間中に定年退職等を迎え、主たる収入が年金となる親が増えていくことが想定されることから、年金制度における子に係る加算を拡充する案です。具体的には、次の施策を行う案です。

- ・子に係る加算額（令和6年度234,800円）の引上げ
- ・老齢基礎年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金について、新たに子に係る加算の対象に追加
- ・厚生年金を優先する併給調整
- ・老齢厚生年金の子に係る加給年金の要件緩和（厚生年金加入期間要件を10年に短縮）

図表 2

年金制度における子の加算の見直し案

子に係る加算を、厚生年金・基礎年金のいずれにおいても年金の種別に拠らない共通の制度（厚生年金を優先する併給調整）とし、子の出生順位にかかわらず一律の金額を加算とする。また加算対象の子に国内居住要件を設ける。

	老齢年金	障害年金	加給年金の共通化	遺族年金
<b>厚生年金</b>	<p>《子》加給年金（支給額を増額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金の加入期間→10年に短縮</li> <li>・65歳到達時に生計維持</li> <li>・子が18歳になる年度末まで※</li> </ul> <p>【支給額】第2子まで：234,800円 第3子以降：78,300円 →一律の金額を加算</p> <p>【加算件数】3.6万人（推計）</p>	<p>《子》加給年金（対象に追加）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害等級1級・2級に該当、生計維持</li> <li>・子が18歳になる年度末まで※</li> </ul> <p>【支給額】一律の金額を加算</p> <p>【加算件数】4.3万人（推計）</p>	<p>《子》加給年金（対象に追加）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡当時に生計維持</li> <li>・子が18歳になる年度末まで※</li> </ul> <p>【支給額】一律の金額を加算</p> <p>【加算件数】7.3万人（推計）</p>	
基礎年金と厚生年金のいずれも子に係る加算の受給要件を満たす場合は、厚生年金を優先し併給調整を行う。				
<b>基礎年金</b>	<p>《子》額の加算（対象に追加）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳到達時に生計維持</li> <li>・子が18歳になる年度末まで※</li> </ul> <p>【支給額】一律の金額を加算（加入期間に応じた金額の調整を検討）</p> <p>【加算件数】2.2万人（推計）</p>	<p>《子》額の加算（支給額を増額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害等級1級・2級に該当、生計維持</li> <li>・子が18歳になる年度末まで※</li> </ul> <p>【支給額】第2子まで：234,800円 第3子以降：78,300円 →一律の金額を加算</p> <p>【加算件数】11.1万人（推計）</p>	<p>《子》額の加算（支給額を増額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡当時に生計維持</li> <li>・子が18歳になる年度末まで※</li> </ul> <p>【支給額】第2子まで：234,800円 第3子以降：78,300円 →一律の金額を加算</p> <p>【加算件数】4.4万人（推計）</p>	
「保険料納付済期間+免除期間」が25年（300月）未満の場合				
$\text{加算額} = \text{子の加算額（満額）} \times \frac{\text{保険料納付済期間} + \text{保険料免除期間}}{300\text{月}}$			<p>加算額の共通化</p> <p>※障害等級1・2級に該当する障害の状態にある子は20歳まで</p> <p>（件数は令和4年度時点での推計、金額は令和6年度）</p>	
（資料）2024年12月3日 年金部会 資料1（6、7、8ページ）に基づき作成				

③老齢基礎年金に子の加算を追加する際に加入期間に応じた金額の調整の設定

これまでの子に係る加算は、子の数に比例して一律に定額を加算する仕組みです。しかし、遺族基礎年金や障害基礎年金は、本体給付額も受給資格を満たす者に定額を給付する制度である一方、老齢基礎年金は、受給資格期間10年間で受給権が発生し、保険料の免除や納付猶予等がある中で、受給権者の保険料納付状況に応じて、本体給付の受給額は様々です。

このため、老齢基礎年金の受給権者間で不公平感が生じないようにする仕組みとして、加算額の満額支給の要件として、保険料納付済期間と保険料免除期間の合計月数で25年間（300月）を求めることとし、300月に満たない受給権者はその月数に応じて、

加算額 = 子の加算額（満額） × 「保険料納付済期間 + 保険料免除期間」の月数 / 300月  
により調整するという案です。

④子の「国内居住要件」の設定

児童手当や児童扶養手当では、一般的な福祉施策と同様、支給対象となる親に国内居住要件がありますが、子についても、次代の社会を担う子どもの育ちを支援するという観点から、国内居住要件を設けています。

年金制度においては、これまで、受給権者にも子の加算対象となる子にも、国内居住要件は

ありませんでしたが、**受給権者である「親」には現行どおり国内居住要件を課さない**としつつ、**加算の対象である「子」には、新たに国内居住要件を設ける**という案です。

年金制度は社会保険の仕組みですから、本体部分の年金給付は、保険料の拠出と保険給付が対価的な関係にあります。一方で、子に係る加算については、子の数に比例する定額給付であり、子の数に関わらず負担する保険料が不変であることを踏まえると、原則として、**加算部分の給付は保険料拠出と対価的な関係にはない**といえます。このような性格を持つ今回の子に係る加算の拡充は、**次世代育成支援という政策的な目的**で行うものであり、その趣旨を踏まえれば、支給対象に一定の制約を設けることは政策的な配慮の範囲内であると、整理されています。

12月3日の年金部会では、年金制度における子に係る加算について、**年金局が提案した見直し案に賛成との意見が多く**の委員からありましたが、**一部に慎重な意見**もありました。

佐保委員（日本労働組合総連合会）からは、第3子以降の加算額を第1子・第2子と同額にすることには整合性の観点から賛同するが、子に係る加算額を引き上げることや、老齢基礎年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金に新たに子に係る加算を追加することについては、働き方やライフスタイルが多様化する中で公的年金制度の枠組みですべきこと、公的年金制度以外での支給においてすべきことの整理など、加給年金の在り方を含めて慎重に検討する必要があるとの意見がありました。

是枝委員（大和総研主任研究員）からは、子どもの育ちを支援する観点及び子どもを育ててきた世帯の年金財政の貢献を反映する観点から、子の加算額の引上げと第3子以降に対する加算額を第1子と第2子と同額にすることには賛成であり、子ども1人あたりの加算額を老齢基礎年金の満額の3分の1とすれば、金額として分かりやすいし、世帯人数が増加した際に必要となる生計費は、等価可処分所得の考え方では、世帯人数の平方根で増加すると考えられるので、世帯人数4人の場合、4の平方根は2であり、子の加算額を老齢基礎年金満額の3分の1とすると、対象者4人の場合の年金額が対象者1人の場合の年金額の2倍となり、世帯人数に対する給付として当てはまりがよい、との意見がありました。一方で、老齢年金に対する子の加算は、47歳以上になってから子を持った世帯に対して特別な支援を行う形になっており、対象世帯の多くは、夫が年上、妻が年下の場合に限られていることを考えると、そもそも廃止すべきであり、老齢基礎年金の子の加算の創設には反対との意見がありました。さらに、遺族厚生年金、障害厚生年金に子の加算をつけて厚生年金の加算を優先することについては、基礎年金こそが被保険者の種別によらない共通な制度であり、国民年金と厚生年金のバランスを崩すことになるので、反対との意見がありました。

百瀬委員（流通経済大学教授）からは、老齢基礎年金に子の加算を設けた場合、子の加算に関する調整ルールが変わらなければ、養子を1人受け入れた場合、夫の老齢基礎年金と妻の老

齢基礎年金の両方に子の加算がつくことになり、養子の受け入れ人数によっては、年金本体の金額が非常に少なくても世帯レベルで非常に大きな金額の加算を受け取ることができ、疑問があるとの意見がありました。

権丈委員（慶應義塾大学教授）からは、老齢基礎年金の子の加算について、繰下げ受給を選択すると、年金給付への加算という仕組みを採っている限り、配偶者への加給年金と同じように給付ができない、今の社会において高い優先順位を持つ社会的価値に Work Longer というのがあり、その目標と整合性を持たない制度、矛盾する制度は、可能な限りつくってもらいたくない、という意見がありました。

島村委員（立教大学教授）からは、次世代育成支援は年金制度の主たる目的ではないものの、制度における将来の支え手の増加につながるもので、それを目的とすることには一定の合理性があるように思われるため、多子世帯への支援の強化や子に係る加算の更なる充実には基本的に賛成との意見がありました。その上で、老齢基礎年金について加算額を満額受給するには25年以上の保険料納付済期間・保険料免除期間を必要とし、それに満たない場合には減額する案については、「次代の社会を担う子どもの育ちを支援し、子を持つ年金受給権者の保障を強化する」という加算の趣旨に鑑みると、そもそも加算は本体給付に比較すると保険料との牽連性は弱いものであり、老齢基礎年金における子の加算にだけ、保険料との牽連性を考慮することは適切なのだろうか、という意見がありました。

私は、年金制度における子に係る加算について、年金局が提案した見直し案に概ね賛成です。子の加算額の引上げは、老齢年金での子の加算よりも、**遺族年金で子の加算が充実することの意義**を評価したいと思います。**老齢、障害と遺族、基礎年金と厚生年金の種別にかかわらず、子に係る加算と加算額を共通化することは、シンプルで分かりやすい制度につながる**と思います。**厚生年金を優先して併給調整する仕組みに改めることは、基礎年金は子の加算の財源にも2分の1の国庫負担があり、加算額を充実する際には、国庫負担財源の問題が生じますから、これを避けることができる効果**があります。その一方で、老齢基礎年金の子の加算に加入期間に応じた金額の調整を設けることは、制度を複雑にしてしまうと懸念します。また、今回の年金局案では細部が明示されていませんでしたが、老齢年金の子の加算が、仮に夫婦両方に同時に付く仕組みとなるならば、過剰給付となると思いますので、調整が必要と考えます。

## 2. 老齢厚生年金の配偶者の加給年金の見直し

### (1) 配偶者の加給年金の現状と見直しの必要性

先述の図表1にありますように、**老齢厚生年金と障害厚生年金**においては、**受給権発生当時に生計を維持する配偶者がいる場合に、その扶養の実態に着目し、年金給付の額に加給年金額を加算する仕組み**があります。

配偶者が 65 歳未満である間に限り加算され、これは、65 歳になると配偶者の本人の老齢基礎年金が支給開始されるからです。

加算額は、障害厚生年金の配偶者加給は、子に係る加算と同額の年額 234,800 円（令和 6 年度）ですが、老齢厚生年金の配偶者加給は、これに特別加算として年額 173,300 円（昭和 18 年 4 月 2 日以後生まれの場合）が加わり、合わせると老齢基礎年金満額の 2 分の 1 程度の水準になります。

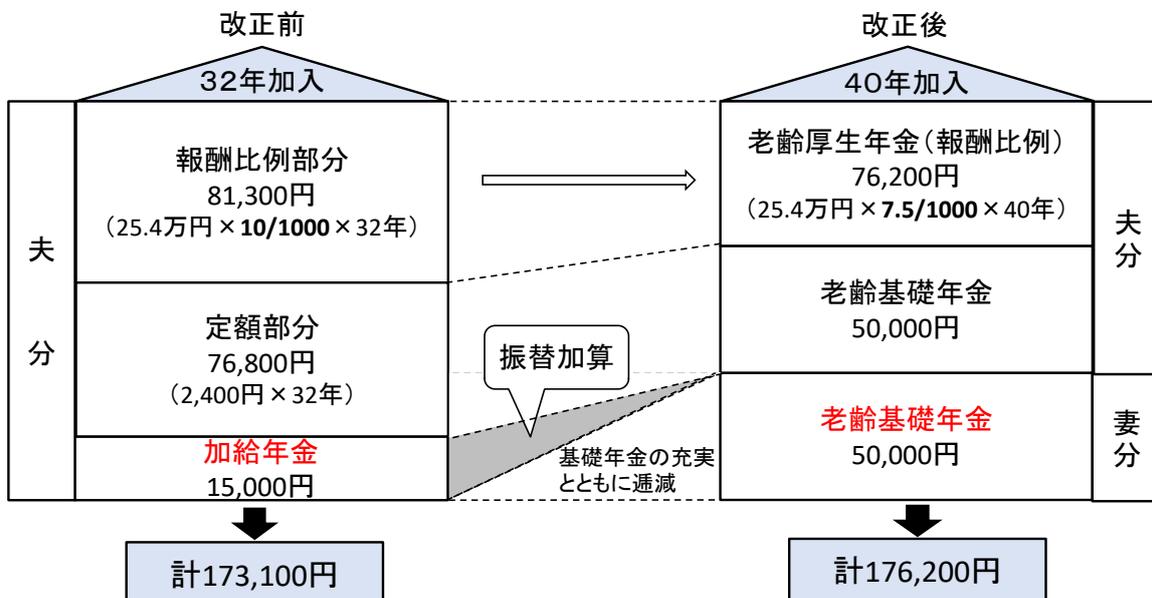
令和 4 年度末の支給実績は、障害厚生年金の配偶者加給は、受給者数は 8.3 万人で、支給総額は 185 億円ですが、老齢厚生年金の配偶者加給は、受給者数は 92.0 万人で、支給総額は 3,571 億円と大きくなっています。

老齢厚生年金の配偶者加給に特別加算があるのは、昭和 60 年改正による基礎年金創設時の経緯と関係します。

厚生年金の制度創設の当初は、図表 3 の左側の図のように、夫が家計の主たる担い手という時代の中で、夫の年金に加給年金を加算し、夫分の年金で、夫婦 2 人分の老後の所得保障を図る仕組みでした。加給年金は、昭和 29 年の厚生年金保険法の全面改正時に作られた制度です。そして、昭和 60 年改正による基礎年金創設により、図表 3 の右側の図のように、夫の老齢厚生年金の定額部分と報酬比例部分の一部と加給年金が切り出されて、妻の老齢基礎年金に移行しました。

図表3

### 昭和60年改正による基礎年金制度の創設



(注) 25.4万円は、当時の現役男子の平均標準報酬月額。 32年は、改正前の平均加入期間。 2400円は、昭和55年改正時の単価2050円を昭和59年度価格に換算したものの。

(注) 給付乗率は、その後、平成12年改正で、さらに5%引き下げ(7.125/1000)られた上で、総報酬制(賞与にも保険料を課す)に伴う乗率の換算により、現在は5.481/1000となっている。

現在の老齢厚生年金の配偶者の加給年金の仕組みは、図表4のとおりです。配偶者の加給年金は、従来の加給年金が、**夫が年上の夫婦の場合に、夫が65歳になって老齢厚生年金の支給が開始された時点から、妻が65歳となって自身の老齢基礎年金の受給が始まるまでの間に支給される加算として残ったものです。**(以下、夫と妻が逆も同じ)

加給年金の支給要件は、**本人(夫)の厚生年金の被保険者期間が20年(240月)以上あることと、受給権を取得したときに生計を維持している65歳未満の配偶者がいること**です。

**加算対象配偶者(妻)が、厚生年金の被保険者期間20年(240月)以上の老齢厚生年金を受給することができる場合は、妻が年金保障上独立しているとして、加給年金の加算は停止**されます。

**また、老齢厚生年金の加算なので、本人(夫)が老齢厚生年金を繰下げ待機している間は、支給されません。加給年金の部分は、繰下げ増額の対象にもなりません。**

加給年金の額は、年額234,800円(2024年度)ですが、配偶者の加給年金には、**特別加算額**が加算されますので、両者を合わせると、**年額408,100円(月額34,008円)**が支給されます。この配偶者加給の特別加算額は、1985(昭和60)年改正の衆議院での国会修正により、追加されたもので、加給年金額に特別加算額を合わせれば、**老齢基礎年金の満額の2分の1程度**の額になるようにされたものです。

図表4

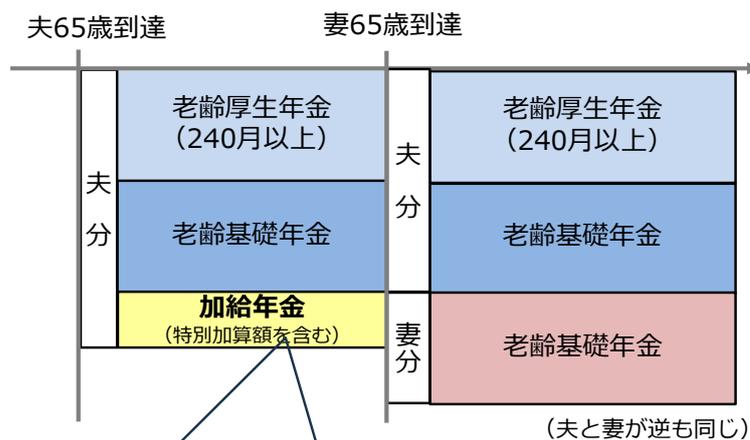
## 老齢厚生年金の配偶者の加給年金

老齢厚生年金の受給権発生時に生計を維持する配偶者について、その扶養の実態に着目した加算

基礎年金制度の施行前の加給年金制度のうち、基礎年金に移行しなかった65歳未満の部分が残っているもの

### 支給要件

- ・厚生年金の被保険者期間が20年(240月)以上ある**老齢厚生年金**の受給権者であること
- ・受給権を取得したときに**生計を維持している65歳未満の配偶者がいること**
- ・老齢厚生年金の繰下げ待機中は**支給されない**(繰下げ増額の対象とならない)
- ・加算対象の配偶者が、厚生年金の被保険者期間20年(240月)以上の**老齢厚生年金**を受給することができる場合は、**支給停止**



加給年金の額(2024(令和6)年度)

- ・年234,800円(月19,566円)  
+特別加算として年173,300円(月14,442円)  
(昭和18年4月2日以後生まれの場合)
- ・配偶者加給の特別加算額を含めると、  
**年408,100円(月34,008円)**  
→老齢基礎年金の1/2程度

老齢厚生年金の配偶者の加給年金は、夫が家計の主たる担い手として就労し、中高年の女性の就労の機会が少なかった時代に、夫が退職して年金生活者となると、夫が扶養する妻について加給年金が必要、という古い時代の制度設計です。

現在では、①**女性の就労が進展し、共働き世帯も増加する中で、必要性が低下**してきていること、②**妻が年下の場合のみ支給できる、夫・妻の年齢差が大きいほど累積受給額が多くなる**など、**年齢に基づく不公平感があること**、③**繰下げ待機期間中は加算されないことから、繰下げ受給の選択を歪めるおそれがあること**、という課題が指摘されています。このため、**廃止すべき**という意見があり、私もそのように考えます。

## (2) 配偶者の加給年金の見直し案

12月3日の年金部会では、老齢厚生年金の配偶者加給については、「**女性の就業率の向上に伴う共働き世帯の増加など社会状況の変化等を踏まえ、扶養する年下の配偶者がいる場合にのみ支給される配偶者に係る加算の役割は縮小していくと考えられることから、現在受給している者への支給額は維持した上で、将来新たに受給権を得る者に限って支給額について見直す**」という案が提示されました。

支給額をどのように見直すかはまだ示されていませんが、新規に受給権を得る人から、少なくとも特別加算を廃止することが考えられます。

12月3日の年金部会では、配偶者に係る加給年金の見直しについては、概ね**年金局提案の見直しの方向性で了承**されました。

これまで、学識者からは、老齢厚生年金の配偶者の加算は早急に廃止すべきという意見が出されてきましたので、今回の年金部会でも、多くの委員から、配偶者に係る加給年金は、社会の変化を踏まえて、**将来は廃止する方向で検討すべき**という意見がありました。

私も同じ意見です。今回は、大きな給付削減を避けて、金額の縮小にとどめる穏やかな案が提案されたと思われませんが、将来の方向として、引き続き廃止について検討する必要があると考えます。

※本稿は、「年金時代」（社会保険研究所）に、2024年12月18日付けで掲載されたものです。

【筆者プロフィール】高橋俊之（たかはし としゆき）

1962年東京都生まれ。1987年東京大学法学部卒。厚生省入省。2004年から2008年まで社会保険庁で総務課企画官・企画室長。2015年から内閣府で大臣官房審議官（経済財政運営・経済社会システム担当）。2017年から厚生労働省で年金管理審議官、2019年から年金局長。2019年の財政検証、2020年の年金制度改革法案などを担当。2022年6月厚生労働省退官。同年10月より三井住友銀行顧問、株式会社日本総合研究所特任研究員。日本年金学会会員